

福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付要綱

(制 定 令和8年4月1日7食地産第2569号)

(趣旨)

第1条 知事は、生産者・消費者双方にとって重要な販売拠点である直売所の機能高度化を図るため、別表に掲げる事業に要する経費について、市町村、農業協同組合、漁業協同組合、直売所（以下「市町村等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助率等)

第2条 事業名、事業実施主体、採択基準、補助金交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員が役員となっているもの又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体は補助の対象としない。

(事業実施計画の承認)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長は、福岡県直売所機能高度化支援事業実施計画承認申請書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 知事は、提出された実施計画書の内容が別表に定める採択基準等を満たし、かつ、その内容が適正と認められるときは、計画の承認を行い、その旨を市町村等の長に通知するものとする。
- 3 事業の実施計画の重要な変更については、第1項及び第2項に準じて行うものとし、重要な変更とは、別表の重要な変更の欄に掲げる内容とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長は、福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村等の長は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税仕入控除税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）を市町村等の長に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた市町村等の長は、規則第7条第1項の規定により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定通知書を受領した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(申請内容の変更交付申請等)

第7条 市町村等の長は、交付申請書の記載事項について、別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金変更交付申請書（様式第3号。以下「変更交付申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村等の長は、同項ただし書に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して、変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前2項の承認をしたときは、補助金変更交付決定通知書を市町村等の長に送付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 知事は、別表（第2条関係）の事業実施主体の要件に該当しないことが判明した場合、又は事業実施主体が第2条ただし書に該当することが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 市町村等の長は、事業を中止又は廃止しようとするときは、福岡県直売所機能高度化支援事業中止（廃止）申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

第10条 市町村等の長は、補助金の概算払いを受けようとするときは、福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金概算払請求書（様式第5号。以下「概算払請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部または一部について概算払いをするものとする。

(状況報告等)

第11条 市町村等の長は、事業に係る工事に着手したときは、速やかに福岡県直売所機能高度化支援事業着手届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、市町村等の長は、その理由を明記した福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付決定前着手届（様式第7号）を知事に提出し、協議しなければならない。

この場合において、市町村等の長は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

2 市町村等の長は、令和8年11月30日現在において、福岡県直売所機能高度化支援事業遂行状況報告書（様式第8号）を作成し、令和8年12月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

3 市町村等の長は、事業に係る工事が竣工又は作業が終了したときには、速やかに福岡県直売所機能高度化支援事業竣工報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(事業が完了しない場合の手続き等)

第12条 市町村等の長は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 市町村等の長は、福岡県直売所機能高度化支援事業実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）を事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は令和9年2月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、前項の実績報告書を提出する場合、第4条第2項ただし書に該当した事業実施主体において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 市町村等の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を福岡県直売所機能高度化支援事業の消費税仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、市町村等の長は、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(事業成果報告)

第14条 別表の事業を実施した市町村等の長は、令和9年度から3年間、福岡県直売所機能高度化支援事業実施成果報告書（様式第12号）を毎年6月20日までに知事に提出しな

ければならない。

(財産処分の制限)

第15条 規則第20条の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

2 規則第20条第1項第2号の機械、重要な器具その他重要な資産で知事が定めるものは、事業により取得した価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の提出)

第16条 この要綱の規定により市町村等の長が知事に提出する書類は、別表の書類提出の欄に掲げるとおりとする。

(関係書類の整備)

第17条 規則第10条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和9年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表（第2条関係）

事業名	事業実施主体	採択基準	補助金交付の対象となる経費	内容	補助率	重要な変更		書類の提出	適用年度
						事業実施計画	補助金交付申請		
直売所機能高度化支援事業	市町村 農業協同組合 漁業協同組合 直売所 （市町村が出資する法人や農林漁業者が組織する団体等が運営するもの） ※直売所は、農林漁業者が主体的に組織の運営・企画に携わり、農林水産物（加工品を含む。）を販売している直売所であり、定期的に営業すること。（月曜定休、毎週日曜営業等）	直売所の機能高度化を図るための施設整備や設備導入等に取り組むこと。	1 生産物の搬入に係る省力化・安全性の向上に要する経費 2 販売拡大に必要な設備の導入に要する経費 3 その他知事が特に必要と認める経費	1 スロープ、電動台車、電動ベルトコンベア等 2 冷蔵庫、冷凍庫、冷蔵冷凍庫、液体急速凍結機、電気乾燥機等 3 県との協議による	1/2以内 （1円未満切り捨て）	1 事業費の30%を超える増減	1 補助金額の変更 2 事業（施工）内容及び事業量の変更	正副2部（所轄農林事務所長を経由）	令和8年度まで

福岡県知事 殿

(所在地)
補助事業者名

福岡県直売所機能高度化支援事業実施計画(変更)承認申請について

このことについて、福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付要綱第3条第1項(第3項)の規定に基づき別紙のとおり提出します。

1 事業の目的

2 事業の内容

注1) 1、2は、様式第1号(第3条関係)別紙に基づき作成すること。

注2) 計画の変更承認申請の場合、事業の目的を変更の理由に変えて記載すること。

また、変更部分は二段書きとし、上段に変更前を括弧書きで記載し、下段に変更後を記載すること。

なお、添付資料は、変更がある場合のみ、変更後を添付すること。

3 事業費の負担区分

事業内容	事業費	負担区分				備考
		県費 (A)	自己資金 (B)	融資金 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	減額した額 〇〇円
小計						
消費税額						
計						

・事業内容については、「2 事業内容」で記載した内容を転記すること。

・備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した額:〇〇円」と、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」と、それぞれ記入すること。

4 成果目標

成果目標の 具体的な内容	目標数値				
	令和7年度 (現状)		令和9年度	令和10年度	令和11年度

記入上の注意

1. 成果目標は、「販売額の増加」または「販売額上昇率の向上」とすること。

2. 目標年度は、事業実施年度の翌年度とし、具体的な数値を記入すること。

1 事業の目的

2 事業の内容

順位	事業(施工)内容 ①	構造・規格・能力等 ②	効果 ③	設備導入		工事		単価 (円) ⑧	事業量 (導入台数、 施工か所数 等) ⑨	事業費 (円) ⑩(⑧×⑨)	補助金 (円) ⑪(⑩×1/2)	備考 ⑫
				発注(予定) 年月日 ④	納品(予定) 年月日 ⑤	着工(予定) 年月日 ⑥	竣工(予定) 年月日 ⑦					
1												
2												
3												
合計												

記入上の注意

1. 取組内容ごとの順位を決定の上、高い順に記入すること。
2. ①は、導入する設備の名称や工事の内容ごとに行を分けて記入すること。
3. ②は、①の内容に応じて、構造や規格を記入すること。
4. ③は、①により得られる効果を詳細に記入すること。
5. ④、⑤は、①が設備導入の場合に記入すること。※⑥、⑦は入力不要。
6. ⑥、⑦は、①が工事の場合に記入すること。※④、⑤は入力不要。
7. ⑧は、①の単価を記入すること。
8. ⑨は、①の導入台数又は工事か所数を記入すること。
9. ⑩は、⑧×⑨の金額を記入すること。
10. ⑪は、⑩×1/2の金額を記入すること。※1円未満切り捨て。
11. 行が不足する場合は、適宜追加すること。

添付資料

- ①機械、施設等の規模決定書、②事業費の見積書(2社以上添付し、うち1社は明細書を添付)、③機械等のカタログ、④設置場所の位置図

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)
補助事業者名

福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付申請書

標記事業について、下記のとおり事業を実施したいので、福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

注1) 事業の目的及び内容については、承認された事業実施計画書(様式第1号別紙)の「1 事業の目的」、「2 事業の内容」を転記すること。ただし、事業の内容については、様式第2号別紙に基づき作成すること。

3 経費の配分

事業内容	事業費	補助事業に 要する経費 (A)+(B)+ (C)+(D)	負担区分				備考
			県費 (A)	自己 資金 (B)	融資金 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	円	減額した額 〇〇円
小計							
消費税額							
計							

- ・事業内容については、「2 事業の内容」を転記すること。
- ・備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額:〇〇円」と、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」と、それぞれ記入すること。
- ・補助事業に要する(要した)経費については、(A)+(B)+(C)+(D)を記入すること。

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額	備考
県補助金 〇〇〇	円	
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額	備考
事業費	円	
事業費 補助金	円	
計		

・備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額:〇〇円」と、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」と、それぞれ記入すること。

5 事業完了(予定)年月日

6 添付書類

- (1) 市町村にあつては予算決議書の写し。ただし、予算未計上の場合は予算計上確約書。
なお、団体にあつては総会資料等収支が分かる書類(実施計画書に添付している場合を除く。)
- (2) 実施設計書(事業内容に工事が含まれる場合のみ)
- (3) その他参考となる資料

2 事業の内容

事業(施工)内容 ①	構造・規格・能力等 ②	設備導入		工事		単価 ⑦	台数 (か所数) ⑧	事業費 ⑨(⑦×⑧)	補助金 ⑩(⑨×1/2)	備考 ⑪
		発注(予定) 年月日 ③	納品(予定) 年月日 ④	着工(予定) 年月日 ⑤	竣工(予定) 年月日 ⑥					
合計										

記入上の注意

1. 承認された事業実施計画書の事業(施工)内容のみ記入すること。
2. ①は、導入する設備の名称や工事の内容ごとに行を分けて記入すること。
3. ②は、①の内容に応じて、構造や規格を記入すること。
4. ③、④は、①が設備導入の場合に記入すること。※⑤、⑥は入力不要。
5. ⑤、⑥は、①が工事の場合に記入すること。※③、④は入力不要。
6. ⑦は、①の単価を記入すること。
7. ⑧は、①の導入台数又は工事か所数を記入すること。
8. ⑨は、⑦×⑧の金額を記入すること。
9. ⑩は、⑨×1/2の金額を記入すること。※1円未満切り捨て。
10. 行が不足する場合は、適宜追加すること。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)
補助事業者名

福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり変更したいので、福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付要綱第7条第1項(第2項)の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分
- 4 収支予算
- 5 事業完了予定年月日

注1) 2～5は、補助金交付申請書(様式第2号)に準じる

注2) 変更分は二段書きとし、上段に変更前を括弧書きで記載し、
下段に変更後を記載する。

注3) 添付資料は、変更がある場合のみ、変更後のものを添付する。

様式第4号(第9条関係)

第 号

年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)

補助事業者名

福岡県直売所機能高度化支援事業中止(廃止)申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記の理由により中止(廃止)したいので、福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 事業の内容

2 中止(廃止)の理由

様式第6号(第11条関係)

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)
補助事業者名

福岡県直売所機能高度化支援事業着手届

標記事業に着手したので、福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業実施直売所	
施工内容	
着手(契約)年月日	
竣工予定年月日	
施工箇所	
施工方法	
事業量	
事業費(円)	
契約金額(円)	
契約の相手方	

福岡県知事 殿

(所在地)
補助事業者名

福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付決定前着手届

年度福岡県直売所機能高度化支援事業実施計画に基づく事業について、福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手いたしたいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業について、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないこと。

事業実施直売所名	事業内容	事業量	事業費(円)	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

様式第9号(第11条関係)

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)
補助事業者名

福岡県直売所機能高度化支援事業竣工報告書

標記事業について、下記のとおり竣工しましたので、福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業実施直売所	
施工内容	
着手(契約)年月日	
竣工年月日	
竣工検査年月日	
施工箇所	
施工方法	
事業量	
事業費(円)	

注1) 工事等の完成写真を添付すること(工事写真は不要)。

注2) 竣工検査は補助事業者が実施した年月日を記入すること。

様式第10号(第13条関係)

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)
補助事業者名

福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり実施したので、福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により報告します。
(また、併せて精算額として、金 円の交付を請求します。)

記

1 事業の目的

2 事業の内容

注1) 1、2は、補助金交付申請書(様式第2号)別紙に準じる。

注2) 補助金交付申請書(様式第2号)又は変更交付申請書(様式第3号9)に記載している内容と相違する部分は二段書きとし、上段に補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書に記載した内容を括弧書きで記載する。

3 経費の配分

事業内容	事業費	補助事業に 要した経費 (A)+(B)+ (C)+(D)	負担区分				備考
			県費 (A)	自己 資金 (B)	融資金 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	円	減額した額 〇〇円
小計							
消費税額							
計							

- ・事業内容については、「2 事業の内容」を転記すること。
- ・備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額:〇〇円」と、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」と、それぞれ記入すること。
- ・補助事業に要した経費については、(A)+(B)+(C)+(D)を記入すること。

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金 〇〇〇	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
事業費 補助金	円	円	円	円	
計					

・備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額:〇〇円」と、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」と、それぞれ記入すること。

5 事業完了年月日

6 添付書類

(1) 出来高設計書

様式第11号(第13条関係)

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)
補助事業者名

福岡県直売所機能高度化支援事業の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金について、福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付要綱第13条第3項の規定により報告します。

記

1 福岡県補助金等交付規則第14条に基づく確定額 (年 月 日 第 号による額の確定額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る 消費税仕入控除税額	金	円
4 要県費補助金返還相当額(上記3から2を引いた額)	金	円

※記載内容の確認のため、以下の資料を事業実施主体別に添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体の消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・事業実施主体の消費税確定申告に係る付表2「課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表」の写し
- ・3(消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額)の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる書類も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

※記載内容の確認のため、以下の資料を事業実施主体別に添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

所在地
事業実施主体

1 利用状況

事業(施工)内容 ①	実稼働(利用)日数 ②	稼働(利用)状況 ③

記入上の注意

- ①は、補助金実績報告書(様式第8号)の内容を転記すること。
- ②は、①が設備導入の場合、稼働(利用)日数を記入すること。※工事の場合は入力不要
- ③は、①の稼働(利用)状況を詳細に記入すること。例)電気乾燥機を活用して、農産物を乾燥野菜に加工。
- 行が不足する場合は、適宜追加すること。

出荷者数			来客者数			販売額		
令和7年度(現状)		人	令和7年度(現状)		人	令和7年度(現状)		千円
		人			人			千円
令和9年度		人	令和9年度		人	令和9年度		千円
令和10年度		人	令和10年度		人	令和10年度		千円
令和11年度		人	令和11年度		人	令和11年度		千円

その他特記事項(前年と比較した実績値の減少理由及び改善方策等)

--

注) その他特記事項については、来客者数又は販売額が減少している場合は、必ず記入すること。